

## ローカルダイアログ

### LD 公認ファシリテーター 会員規約

#### 第1条（目的）

本規約は、株式会社 IRODORI（以下「当社」といいます）が運営するワークショップ・プログラム「ローカルダイアログ」における会員（以下「会員」といいます）の権利義務、会費、入会など、会員活動の基本事項や、当社が提供する技術やノウハウ、ツールの利用に関する事項を定めることを目的とします。

#### 第2条（会員）

（1）「会員」とは、本規約を承諾のうえ、当社所定の様式による入会申込を行い、当社が承認した者をいいます。

（2）会員は本規約に従う義務を負います。

#### 第3条（会員構成）

会員は、次の各号で構成します。

（1）個人会員：個人を対象とした会員

（2）法人会員：営利を目的とした一般企業や団体を対象とした会員

（3）自治体・まちづくり団体：非営利を目的とした自治体や団体を対象とした会員

※ローカルダイアログを活用した事業活動を目的とする個人は法人会員での契約となります。

#### 第4条（会員の入会審査）

（1）入会申込受付け後、当社の承認および会費の入金の確認をもって会員となることができます。

（2）当社は、入会申込者が、以下の項目の一つにでも該当する場合は、入会の承認をしない場合があります。

- ① 当社の趣旨に賛同していない又は本規約に違反する恐れがあると当社が判断した場合
- ② 過去に本規約違反等により、会員資格の取消しが行われていることが判明した場合
- ③ 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があることが判明した場合
- ④ 会員になろうとするものの事業又は活動が法令に違反している場合、もしくは公序良俗に反する場合、または、その恐れがあると当社が判断したとき
- ⑤ 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社

会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じ。)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている」と当社が判断した場合

⑥ その他、会員とすることを不相当と当社が判断した場合

(3) 当社は入会申込者に対し、審査による結果の決定を電子メールにて通知します。

#### 第5条 (入会申込)

(1) 入会申込者は当社所定の様式による入会申込を行います。

(2) 入会申込は必ず会員になろうとする個人又は法人等が自ら行うものとします。入会申込者は、入会申込にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。

(3) 会員は入会申込時点での本規約の内容を承諾しているものと看做します。

(4) 入会申込は、当社に入会申込書が到達した時点で、申込を受付けたものとします。

#### 第6条 (会費および支払方法)

(1) 会員は、付帯規則に定める会費を当社所定の方法にて支払うものとします。

(2) 当社は、会員への事前の告知をもって、会費を変更することができるものとします。

(3) 会員は、当社の提供する技術情報・商品の利用にあたり、会費のほかに別途利用費用が必要となった場合は、これを支払うものとします。

(4) 会費の納付は、当社が指定する金融機関口座への振込みによるものとします。なお、支払に伴い振込手数料等が発生した場合は、会員の負担とします。

(5) 会費は前納で支払うものとします。

(6) 一度当社に払い込まれた会費及びその他の費用等の金銭は理由の如何を問わず返還しません。

#### 第7条 (不保証及び免責)

(1) 当社は、ローカルダイアログ及びLD公認ファシリテーターの活動に関して、特定の法令及び目的への適合性、成果、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、一切保証を致しません。

(2) 会員は、ローカルダイアログの実施及びLD公認ファシリテーターの活動に関して生じた第三者とのトラブル及び紛争については、すべて自己の費用と責任で対応及び解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

(3) 当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合、当社の賠償責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限るものとし、損害の事由が生じた時点から遡って過去1年間の期間に会員から現実に受領した会費の総額を上限とします。

(4) 当社は、会員の資格の一時停止及び喪失に関して会員に損害が生じた場合であっても、

責任を負わないものとします。

#### 第8条（会員資格の喪失）

（1）会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失するものとし、これにより当社と当該会員との本規約に基づく契約関係は終了するものとします。

- ①退会届の提出をした場合
- ②死亡又は解散した場合
- ③会費を6ヶ月以上滞納した場合
- ④会員資格を解除された場合
- ⑤当社が会員に対し事前に予告の上、本事業を終了する場合

（2）会員は、会員資格を喪失した場合、LD公認ファシリテーターの活動及びローカルダイアログの運営等はできないものとし、改めてこれらの活動及び運営等をする及び当社の技術情報・商品の提供を受けるには、第4条に規定する入会申込の手続きを改めて行うことが必要となります。

#### 第9条（退会）

会員は、当社に対し、文書または電子メールによる退会の申し出を行い、当社がこれを受理することにより、いつでも退会することができます。ただし、退会の一ヶ月以上前に当社に対して予告するものとします。

#### 第10条（会員資格の停止・解除）

当社は、会員が以下の項目の一つにでも該当する場合は、当該会員の資格を一時停止または解除することができるものとします。なお、会員の資格が一時停止された場合は、停止期間中、会員はローカルダイアログの利用及び運営、LD公認ファシリテーターとしての活動並びにツール等（第13条（2）で定義します。以下同じ。）の利用ができなくなるものとします。

（1）会員が本規約またはガイドライン（第12条（1）で定義します。以下同じ。）その他の規則に違反した場合

（2）会員が当社又は第三者の名誉若しくは社会的評判を著しく傷つけたと当社が判断したとき

（3）入会申込時の申請内容に重大な虚偽があることが判明したとき

（4）当社、他の会員、その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で、LD公認ファシリテーターとして活動した、ローカルダイアログ若しくはツール等を利用した、又はこれらの行為をしようとした場合

（5）手段の如何を問わず、当社若しくは第三者の事業又はローカルダイアログの運営を妨害した場合

(6) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合

(7) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合、租税公課の滞納処分を受けた場合

(8) 反社会的勢力等である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして当社が判断した場合

(9) その他、当社が会員として不相当と合理的に判断した場合

#### 第11条 (変更の届出)

(1) 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく文書または電子メールにより変更の届出を行い、その内容を当社が確認、受理することで有効となるものとします。

(2) 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負いません。

#### 第12条 (LD 公認ファシリテーターの活動等)

(1) 会員は、LD 公認ファシリテーターとして当社より認定された場合(以下「認定会員」といいます。)、本規約及び別途定める LD 公認ファシリテーター活動ガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)に基づき、以下の活動又は利用等ができます。

- ① LD 認定ファシリテーターとしての活動
- ② ローカルダイアログのワークショップ開催
- ③ ローカルダイアログのツールの利用
- ④ ローカルダイアログのデータ分析システムの利用
- ⑤ 会員コミュニティページの利用
- ⑥ 当社の主催するセミナー、イベント、勉強会、運営会議などへの参加
- ⑦ 当社が許可するローカルダイアログのロゴやバナー、画像などの利用

#### 第13条 (ローカルダイアログのツール等の利用)

(1) 当社は、ローカルダイアログのツールを認定会員に対して無償で貸与します。

(2) 会員は、当社が提供するローカルダイアログに関するツール、システム、コミュニティページ等(以下「ツール等」といいます。)などを、本規約及びガイドラインに定める利用方法等に従って利用することができます。

(3) 会員は、当社の事前の承諾なく、ツール等に関して以下の行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者に利用させること
- ② 第三者に貸与、ライセンス及び譲渡すること
- ③ 複製、改変、編集すること

④ ローカルダイアログを使用する又は LD 公認ファシリテーターとして活動する以外の目的で使用する

⑤ その他当社が別途指定する行為

(4) 会員は、会員資格を喪失した場合、当社から貸与を受けているローカルダイアログのツール及び資料その他貸与物を、当社の指示に従って、会員の費用にて直ちに返却又は廃棄をするものとします。

#### 第 14 条 (LD 公認ファシリテーター認定制度)

(1) 会員は、LD 公認ファシリテーター養成講座を受講し、LD 公認ファシリテーターとしての資質・能力を有すると当社から認定を受けた場合、本規約で定める LD 公認ファシリテーターとしての活動を行うことができます。

#### 第 15 条 (当社成果物等の知的財産権)

当社が企画又は運営等をした研修、イベント及び事業活動等において、会員が作成又は関与した各種報告書、イベント写真等を含む記録資料、課題資料、研究資料、調査資料、アンケート資料、議事録等一切の成果物（以下「成果物等」といいます。）の知的財産権

（著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。以下同じ。）は、当社に帰属します。

#### 第 16 条 (成果物等の利用について)

会員は、成果物等を利用する際は、当社の事前承諾を得るものとし、利用した結果を報告するものとします。ただし、会員は会員資格を喪失した場合は成果物等を利用できないものとし、当社の指示に従って、自己の費用で直ちに成果物等を返還又は廃棄するものとします。

#### 第 17 条 (名称やマークの利用について)

会員は、会員の資格を喪失するまで、ローカルダイアログを使ったイベントなどを開催するにあたり、会員の広報物にローカルダイアログの名称や、ロゴを使用することができるものとします。また、その場合は広報物上に下記のコピーライトを掲示するものとします。

「※ローカルダイアログは、ローカルダイアログ運営委員会が著作権を保有する著作物となります。名称やロゴマークは、ローカルダイアログ運営委員会のライセンスに基づき使用しています。」

#### 第 18 条 (改変・編集について)

当社の事前の許諾を得ることなく、当社が保有する著作物及び成果物等の変更を加えることはできません。

#### 第 19 条 （ツール等及び成果物等の使用の禁止）

会員は、以下の事項に該当する方法でツール等及び成果物等の使用することはできないものとしします。

- ・当社がローカルダイアログの事業目的の趣旨に沿わないと判断する方法
- ・ローカルダイアログの明確性が損なわれる可能性のある方法
- ・当社、第三者、またはそれらの役員または社員を誹謗・中傷するおそれがある方法
- ・法令・公序良俗に反するもの、または当社若しくはローカルダイアログの信用や品位を損なうおそれがある方法
- ・会員の事業や活動に関して、当社と何らかの提携または協力関係（本規約に基づく関係を除く。）にあるものと誤認を生じさせ、または当社が支持しているとの誤認を生じさせる恐れがある方法（コピーライトの表示は除く）
- ・その他、当社が不適切と判断する方法

#### 第 20 条 （禁止行為）

（１）会員は無断で当社の名称及び会員名簿等、また当社又は他の会員の活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはいけません。

（２）当社の理念や主旨に反する行為等を行ってはいけません。

（３）会員資格及び LD 公認ファシリテーターに基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供したりすることはできません。

（４）当社又は他の会員その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）を行ってはいけません。

（５）本規約又はガイドラインに違反する恐れがある行為を行ってはいけません。

（６）犯罪行為に関連する行為又は法令若しくは公序良俗に反する行為を行ってはいけません。

（７）当社又は他の会員その他の第三者の事業を妨害するおそれのあると合理的に認められる行為を行ってはいけません。

（８）その他、当社が不適切と合理的に判断する行為を行ってはいけません。

#### 第 21 条 （存続条項）

6 条、7 条、12 条（2）、13 条（4）、15 条、16 条、22 条から 25 条までの条項は、会員が会員資格を喪失し、本規約に基づく当社との契約関係が終了した場合であっても、有効に存続するものとしします。

## 第 22 条（個人情報の保護）

会員の個人情報(住所、氏名、写真、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全ての会員がその取扱いに十分に注意し、個人情報保護法及びそのガイドラインに従って取り扱うものとします。

## 第 23 条（損害賠償）

会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反した場合またはそれに類する行為によって当社が損害を受けた場合、当該会員は当社が受けた損害を当社に賠償することとします。

## 第 24 条（秘密保持義務）

(1) 本規約において「秘密情報」とは、会員が、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報のうち、当社から秘密と明示された情報を意味します。但し、(1)当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、(2)当社から提供若しくは開示又は知得した後、会員の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)会員が提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)会員が秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。

(2) 会員は、秘密情報をローカルダイアログの運営及び LD 公認ファシリテーターの活動に必要な範囲でのみ利用するとともに、当社の承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。

(3) (2) の定めに拘わらず、会員は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。

(4) 会員は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の承諾を得ることとし、複製物の管理については(2)に準じて厳重に行うものとします。

(5) 会員は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

## 第 25 条（準拠法及び管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 26 条（規定の改定等）

(1) 当社は必要に応じて、会員の承諾を得ることなく、ローカルダイアログ、LD 公認ファシリテーターの活動及び認定制度並びにガイドラインの内容を変更、改定できるものとします。改定時は会員に対し速やかに通知します。

(2) 当社は、本規約を変更できるものとします。当社は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに当社所定の方法で告知するものとします。告知された効力発生時期以降に会員が本規約に定める行為又は活動を行った場合には、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

#### 附則

本規約は2020年6月30日より実施します。

2021年5月31日 改定

以上



### 【付帯規則】

(1) 会員は会費と LD 公認ファシリテーター養成講座受講料をお支払いただきます。

#### ■個人会員

LD 公認ファシリテーター 養成講座受講料	110,000 円 (税込) / 1 名
会費	—

#### ■法人会員

LD 公認ファシリテーター 養成講座受講料	110,000 円 (税込) / 1 名
会費	月額 50,000 円 (税込) / 10 名まで (※) 年額 550,000 円 (税込) / 10 名まで ※11 人目から 1 名追加ごとに年額 50,000 円

※自己の役職員を LD 公認ファシリテーターとして登録できる人数。以下同じ。

#### ■自治体・まちづくり団体会員

LD 公認ファシリテーター 養成講座受講料	110,000 円 (税込) / 1 名
会費	月額 20,000 円 (税込) / 10 名まで 年額 220,000 円 (税込) / 10 名まで ※11 人目から 1 名追加ごとに年額 50,000 円

(2) 会員が当社に支払う利用料金・費用その他の支払いに使用するための、当社が指定する銀行口座は、以下のとおりとします。

GMOあおぞらネット銀行 法人営業部

普通 1408465

[口座名義人] カ) イロドリ

2020年6月30日 制定

2024年6月19日 改定